コーポレート・ガバナンス基本方針

第１章　総　則

（目的）

第１条　ユニソルホールディングス（以下、「当社」という。）は、当社ならびに当社の子会社および関連会社（以下、「当社グループ」という。）が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことを目的に、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な方針を定める。

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

第２条　当社は、すべてのステークホルダーおよび未来社会に対する責任を果たすため、公正・透明な経営体制のもと、機動的かつ効率的な意思決定による求心力のあるグループ経営を実現することをガバナンスの基本方針とし、以下の充実に継続して取り組む。

①少数株主や外国人株主を含むすべての株主の権利を尊重し、円滑な権利行使と実質的な平等性を確保する環境を整備する。また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、株主・投資家との建設的な対話を積極的に行う。

②株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等のステークホルダーとの適切な協働に努め、健全なビジネス倫理を尊重する企業文化を醸成する。

③正確な財務情報や有用性の高い非財務情報を法令等に基づき適切に開示するとともに、自主的な情報発信にも主体的に取り組み、経営の透明性を確保する。

④取締役会は、グループ本社として目指すべき方向性（経営戦略等）を示し、グループ各社への適切な経営管理を通じて実効性のある監督機能を発揮することで、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を牽引する。

２　取締役会は、当社グループの戦略的な方向付けを行い、グループ経営資源の効率的な確保と適正な配分、資本政策の策定・実行等の役割を担うとともに、当社を含むグループ全体の内部統制システムの構築と運用の監督を行うことで、グループにおける経営上のリスクを的確に把握し、グループ全体の収益・リスク管理等を徹底するなど、グループ経営管理体制の構築に取り組む。

３　当社は、当社グループの全ての社員が共有する経営の基本原則として、グループ理念『SLOGAN・VISION・MISSION・3 VALUES・7 STANDARDS』を定め、取締役会はその実践状況を適宜検証する。

【SLOGAN】“社会への宣言・合言葉”

「その手があったか」を、次々と。

【VISION】“実現したい未来”

「叶えたい」が、あふれる社会へ。

【MISSION】“日々果たすべき使命”

感動提案で今を拓き、変化の先まで伴走する。

【3 VALUES】“ 3 つの価値観”

⑴「共創精神」自分とは異なる人やその考えを認め合い、意見を交えます

⑵「成長意欲」常に成長を目指してチャレンジする意志を持ち続けます

⑶「自分事化」誠心をもって向き合い、自ら行動を起こします

【7 STANDARDS】“グループ社員として思考・行動する際の 7 つの判断基準”

⑴ 関係法令・社会のルールを守り高い倫理観を持ちます

⑵ 人権を尊重し個人の尊厳を守り多様性を認め受け入れます

⑶ 持続可能のための環境社会活動の重要性を認識し積極的に取り組みます

⑷ 誠実を大切にし、いかなる時も公平公正に対応します

⑸ リスクを回避せずリスクテイクによるチャレンジの選択肢を考慮します

⑹ 公私の信用を高め、失うことのないよう誠心誠意つとめます

⑺ 仕事や活動に意義を持ち自己実現の欲求を通して成長します

第 2 章　株主の権利・平等性の確保、株主との対話

（株主の権利・平等性の確保および関連当事者間取引）

第 3 条　当社は、少数株主や外国人株主を含むすべての株主の権利を尊重し、円滑な権利行使と実質的な平等性の確保に向け、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英文開示などの環境整備に取り組む。

2　当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において実質的な株主権の行使を希望する場合、関係各署と協議の上、適切に対応する。

3　当社は、大規模な希釈化をもたらす資本調達を行う場合、取締役会において必要性や既存株主への影響を十分に審議した上で決議し、株主・投資家に対して十分な説明を行う。

4　当社は、取締役や主要株主等との取引（関連当事者間取引）が会社や株主共同の利益を損なうことのないよう、その妥当性を事前に精査し、定期的に取締役会へ報告する。

5　当社と取締役との利益相反取引は取締役会の決議事項とし、利害関係を有する取締役を議決に参加させないなど公正な運営を徹底する。また、監査等委員会は、当該取引における取締役の義務違反の有無を監視・検証する。

（株主等との建設的な対話）

第 4 条　当社は、株主等との建設的な対話が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するように努め、建設的な対話を促進する責任者として、IR を統括する担当役員を指名する。

2　IR を統括する担当役員は、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主と随時対話するものとし、当該対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとする。

3　対話を通じて得られた意見や情報等は、取締役や執行役員へ定期的に報告することで情報共有に努める。

4　当社は、当社グループの経営環境、経営戦略および財務・業績状況に関する情報につき、法律に定める開示に加え、IR 活動やホームページでの音声・動画配信等を行うことで、情報開示の充実に向けた取り組みを行う。

5　当社は、未公表のインサイダー情報の漏洩を防止するため「ディスクロージャーポリシー」を策定し、IR における公平性の確保に取り組む。

6　経営戦略等の策定・公表にあたっては、事業ポートフォリオや資本コストを踏まえた収益計画に併せて、基本的な資本政策や投資戦略などの方針を示すことで、株主が理解しやすい説明を行うよう努める。

（株主総会における権利行使）

第 5 条　当社は、株主総会が最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話の場であるという認識のもと、株主が適切な判断を行うための有用な情報を適時・的確に提供するとともに、株主の意思が経営に反映されるよう総会の環境整備に取り組む。

2　当社は、株主が議案を十分に検討し適切に議決権を行使できるよう、定時株主総会の招集通知を法定期日前に発送する。また、株主総会招集に係る取締役会決議後、速やかに TDnet および当社 Web サイト等を通じて電子開示を行う。

3　当社は、より多くの株主が出席し建設的な対話が行えるよう、株主総会の開催日程を適切に設定する。

（反対票の分析）

第 6 条　取締役会は、株主総会において可決された会社提案議案に対し、議決権行使数の 20%以上の反対票があった場合、その原因分析を行い、株主との対話の要否その他の対応について検討する。

（政策保有株式）

第 7 条　当社は、長期的・安定的な取引関係の構築・維持・強化を図ることを目的として、上場株式の政策保有を行うことがある。

2　保有する株式の適否については、毎年、管理本部長が個別の政策保有株式について、保有目的の適切性や中長期的な経済合理性等を具体的に精査し、その内容を取締役会に報告し審議する。

3　保有の適否の検証の結果、保有継続が適当でないと判断された政策保有株式は売却対象とし、政策保有株式の縮減に努める。

4　政策保有株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するか否かを判断し、適切に行使する。なお、議決権の行使により株主価値が毀損されると判断される場合には、肯定的な判断を行わないことで株主としての意思を表示する。

5　当社の株式を政策保有株式として保有する相手先から、売却等の意向が示された場合はその売却等を妨げないこととする。

第3章　株主以外のステークホルダーとの適切な協働

（株主以外のステークホルダーとの適切な協働）

第8条　当社は、グループ理念に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、従業員、顧客、取引先、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの適切な協働に努め、その信頼の獲得を通じてグループの継続的な発展を目指す。

2　取締役会および経営陣は、ステークホルダーの権利・立場や健全なビジネス倫理を尊重する企業風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮する。その一環として、公正かつ適正な企業活動を実践するための「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、グループ全体への浸透と徹底を図る。

（社内の多様性の確保）

第9条　当社は、国籍・性別・信条の如何に関わらず、すべての従業員の立場や考えを尊重するとともに、関係法令遵守を徹底し、多様な人財の能力が最大限発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組む。

2　当社は、持続的な成長に向けて、経験・技能・キャリアの異なる多様な人財の中核人財への登用を推進する。また、社内の多様性を確保・推進するため、具体的な人財育成方針の策定と適切な社内の環境整備により、実効性のある取組みを着実に推進する。

（内部通報）

第10条　当社は、倫理違反や法令違反行為等の早期発見および早期是正のため、当社グループの役職員および当社取引先の役職員が直接通報・相談できる内部通報窓口（コンプライアンスライン）を設置し、取締役会はその運用状況を適切に監督する。

2　内部通報窓口は、社内と経営陣からの独立性が担保された外部の双方に設け、いずれの窓口の運用状況についても定期的な取締役会への報告を義務づける。

3　当社は、内部通報を行ったこと、または監督官庁等の外部機関へ通報したという事実を理由として、当該通報者に対する不利益な取扱いを一切行わないこととし、その保護を徹底する。

（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）

第 11 条　当社は、企業年金が従業員の安定的な資産形成や当社の財務状態に影響を与えることを認識し、積立金が適正に運用されるよう、適切な人財の育成・登用を通じてアセットオーナーとしての機能強化を図るとともに、その取組み内容を開示する。また、受益者と当社グループとの間に生じ得る利益相反を適切に管理する。

第 4 章　適切な情報開示と透明性の確保

（適切な情報開示と透明性の確保）

第 12 条　当社は、ステークホルダーからの信頼の維持・向上および経営の透明性向上を図るため「ディスクロージャーポリシー」を策定し、適時に、正確、公平、平易な情報開示を行う。

2　当社は、法令および東京証券取引所の規則で定められた情報を開示するほか、経営環境や業界動向など投資判断に必要な情報や、サステナビリティへの取組みや人的資本、知的財産等への投資など社会的要請が高いと判断される情報を開示する。

3　当社は、グローバルな資本市場からの企業評価を得るために、株主総会招集通知等の必要とされる情報を含めて、合理的な範囲において英語での情報開示に努める。

第 5 章　コーポレート・ガバナンス体制と取締役会等の責務

（機関設計）

第 13 条　当社は、監査等委員会設置会社として経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、取締役会が経営監視機能を担い、経営執行機能については業務執行取締役が担う。また、過半数を独立社外取締役で構成する監査等委員会は、取締役による業務執行の適法性、妥当性を監査する機能を担うことで、経営の健全性を確保する。

（コーポレート・ガバナンス体制）

第 14 条　グループ本社である当社の取締役会は、経営執行機能の権限を合理的な範囲で傘下の事業会社に委任し、業務執行取締役を通じてグループ経営が適法・適正になされ、かつ期待した成果を上げているのかをモニタリングする監督機能の強化に努める。

2　当社は、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を明確に分離し、取締役会全体の機能強化ならびに意思決定の迅速化、業務の効率性を確保することを目的として執行役員制度を

導入する。

3　当社は、役員等の選解任および役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保および説明責任の向上を図るため、取締役会の下に過半数を独立社外取締役が占める指名委員会ならびに報酬委員会を設置し、それぞれの委員長は独立社外取締役の中から委員の互選で定める。

（取締役会の役割・責務：企業戦略等の大きな方向付け）

第 15 条　取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促すため、実効的で透明性の高いガバナンス体制を構築し、その役割・責務を適切に果たす。

2　取締役会は、法令・定款・社内規程に基づき、経営の重要事項を決定するとともに、業務執行に対する実効性の高い監督を行う。

3　取締役会は、公正・透明な経営監視機能を発揮しつつ、迅速な業務執行を可能とするため、取締役会決議事項を除く業務執行権限を代表取締役社長に委任する。なお、代表取締役社長は、その権限を各担当取締役および執行役員へ再委任できるものとする。

4　取締役会は、経営戦略・計画の策定および公表にあたり、自社の資本コストや資本効率を的確に把握・提示し、人的資本や知的財産への投資、事業ポートフォリオの見直し等について、株主・投資家へ明確に説明する。

（取締役会の役割・責務：適切なリスクテイクを支える環境整備）

第 16 条　取締役会は、経営陣が迅速・果断な意思決定を行い、適切なリスクテイクを発揮できるよう、健全な企業環境の整備を推進する。

2　取締役会は、経営資源の配分が、策定・公表した経営戦略や経営計画に照らして最適化されているか、また持続的な成長の実現に寄与しているかを不断に検証する。

3　取締役会は、経営陣の報酬体系の構築にあたり、中長期的な企業価値向上につながるよう適切なインセンティブ付けを行う。

（取締役会の役割・責務：経営陣・取締役に対する実効的な監督①、②）

第 17 条　取締役会は、独立した客観的な立場から会社業績等の評価を行い、その結果を経営陣の選解任や報酬などの人事プロセスに適切に反映させる。

2　取締役会は、代表取締役の後継者計画（サクセッションプラン）の策定・運用に主体的に関与し、次世代リーダーの育成および資質を備えた代表取締役の選任が計画的に実施されるよう適切に監督する。

3　取締役会は、株主・投資家に対する適時かつ正確な情報開示が行われるよう、社内体制を含めて厳格に監督する。

4　取締役会は、経営陣や支配株主等との間で生じる利益相反を適切に管理するための枠組み

を構築・開示し、当該手続きに基づき公正な取引が行われているかを監視する。

5　取締役会は、グループ全体を網羅する内部統制および全社的リスク管理体制を適切に整備し、内部監査部門との連携を通じて、その運用状況を実効的に監督する。

（取締役会の役割・責務：サステナビリティを巡る取組み）

第 18 条　取締役会は、当社の果たすべき社会的責任を認識し、サステナビリティを巡る以下の課題について、将来のリスク縮減のみならず、収益機会にもつながる重要な経営課題として基本方針を定め、積極的かつ能動的に対応する。

①気候変動等の環境問題への対応および脱炭素・循環型社会への貢献

②人権の尊重、労働環境の整備およびダイバーシティの推進

③取引先との公正・適正な取引を通じたサプライチェーン全体の発展

④自然災害等に対する危機管理体制の強化

（取締役会の構成）

第 19 条　取締役の員数は、実効的な運営を行い、議論の活発化を図るため、定款において、取締役（監査等委員である取締役を除く）を 8 名以内、監査等委員である取締役を 3 名以内とし、取締役会は、当社グループの幅広い事業領域に相応しい、知識・経験・能力・多様性および経営戦略に照らして、取締役が備えるべき個別のスキルを有した取締役と独立社外取締役で構成する。

2　当社は、当社グループにおける十分な意思疎通、および迅速な意思決定を図るとともに、グループガバナンスを強化する観点から、傘下の事業会社の取締役候補者をはじめ、傘下の事業会社と当社を兼務する取締役候補者を複数推薦する場合がある。

3　社外の企業経営者（経験者を含む）・法律専門家・会計専門家等、豊富な経験および見識を有する者による意見を、当社グループの経営方針、内部統制、リスクマネジメント等や業務執行の監督に適切に反映させるため少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任する。

（取締役会の運営および審議の活性化）

第 20 条　取締役会は、審議の活性化と円滑な運営を図ることを目的に、以下の環境整備を行う。

①　年間スケジュールの早期決定および適切な開催時間の確保

②　独立社外取締役をはじめとする各取締役への取締役会資料の事前配布

③　議題に応じた適切な役職員の招請、報告・意見の聴取

2　取締役会は、独立社外取締役による積極的な問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論および意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。

3　取締役は、その役割・責務を果たすために、能動的に情報を入手していくとともに、取締役会は、各取締役が求める情報が適切に確保されているかを適宜確認する。

4　当社は、取締役会の職務をサポートする実効性のある支援体制を整備していく。

（取締役の選解任）

第 21 条　取締役候補者の選任は指名委員会で協議し、取締役会にその協議内容を報告し、取締役会の審議を経て決定する。取締役候補者には当社が定める取締役候補者の選任基準を充足する者を選任する。

2　独立社外取締役候補者については、当社の定める選任基準に加え、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められる者を選任する。

3　取締役会は、取締役候補者の選任理由を個人別に開示する。

4　取締役が当社以外の会社の役員等を兼職する場合、取締役としての善管注意義務および忠実義務を履行できる範囲に限ることとする。

5　当社の取締役が、以下のいずれかに該当する場合、その解任を指名委員会で審議のうえ、取締役会決議を経て解任議案を株主総会に上程するものとする。

①公序良俗に反する行為を行った場合

②健康上の理由から職務の継続が困難になった場合

③職務を懈怠することにより著しく企業価値を毀損した場合

④当社の取締役選任基準を満たさなくなった場合

（取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件）

第 22 条　取締役会は、意思決定および監督の実効性を担保するため、事業年度ごとに各取締役の自己評価等を踏まえつつ、取締役会全体の実効性評価を実施し、その結果の概要を開示する。

2　取締役会および監査等委員会は、当社グループの事業領域や経営戦略に照らし、必要な知識・経験・能力および多様性と、適正規模を両立する形で構成されるものとし、各取締役・監査等委員のスキル等の組み合わせ（スキル・マトリックス）は、選任方針と併せて開示する。

3　監査等委員会は、必要な財務・会計・法務に関する知識や経験・能力を有する者で構成されるものとし、そのうち財務・会計に関する十分な知見を有する者も 1 名以上選任する。

（監査等委員会の役割・責務）

第 23 条　監査等委員会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、実効的で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を確保するため、取締役会から独立した機関として、取締役の職務の執行を監査し、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限等を行使するなどの役割・責務を果たす。

2　監査等委員会は、取締役会が担う経営に対する監督機能が、会社の持続的成長と中長期的

な企業価値の向上を促し、かつ収益力・資本効率等の改善を図るべく適切に発揮されているかを監視し、必要に応じて経営陣に対して意見等を表明する。

3　監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況を監視および検証し、内部統制システムの構築・運用に係る取締役会の審議等において、その監査活動に基づいた情報を活用するなど、積極的な役割を果たす。

4　監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任および報酬等に関する意見陳述権の行使などを通じて業務執行の監督を行う。

5　監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の利益相反取引について、独立した客観的な立場から承認するか否か検討する。

（監査等委員会の構成、監査等委員の選任）

第 24 条　監査等委員会は全ての監査等委員である取締役で構成する。監査等委員の員数は定款で定める 3 名以内とし、その過半数を、独立性判断基準を満たす独立社外取締役とする。

2　監査等委員候補者の選任は指名委員会で協議し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会にその協議内容を報告し、取締役会において決定する。監査等委員候補者には当社が定める監査等委員候補者の選任基準を充足する者を選任する。

3　社外監査等委員候補者については、選任基準に加え、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められる者を選任する。

4　取締役会は、監査等委員候補者の選任理由を個人別に開示する。

5　監査等委員が当社以外の会社の役員等を兼職する場合、監査等委員としての善管注意義務および忠実義務を履行できる範囲に限ることとする。

（任意の仕組みの活用）

第 25 条　当社の指名委員会は、当社および必要と判断する傘下の事業会社に関する以下の事項について審議を行い、取締役会に対して審議結果の報告または意見具申を行う。

①役員の選解任に関する株主総会付議事項

②代表取締役および役付取締役の選定・解職に関する事項

③当社の代表取締役社長を含む経営陣の後継者計画に関する事項

④その他上記に準ずる事項、および取締役会から諮問された事項

2　当社の報酬委員会は、当社および必要と判断する傘下の事業会社に関する以下の事項について審議を行い、取締役会に対して審議結果の報告または意見具申を行う。

①役員報酬の決定方針および手続きに関する事項（※別紙 1）

②役員処遇等に関する重要な決定および変更に関する事項

③個別の役員報酬額の決定に関する事項

④会社業績および役員の職務評価に関する事項

⑤その他上記に準ずる事項、および取締役会から諮問された事項

3　上記の両委員会は、客観性と透明性を担保するため、委員の過半数を独立社外取締役で構成されるものとし、各委員会の構成に関する独立性の考え方、権限、役割等について適切に開示する。

（会計監査人との連携）

第 26 条　当社および会計監査人は、会計監査人が株主・投資家に対して重要な責務を負っていることを深く認識し、適正な監査を確保するために相互に適切な対応を行う。

2　監査等委員会は取締役会や内部監査部門とも連携し、以下の環境整備および体制の構築を推進する。

①十分な監査時間の確保

②経営陣との定期的な面談機会の提供

③不備や問題点の指摘に対する対応体制等の整備

（独立社外取締役の役割・責務）

第 27 条　独立社外取締役は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するため、自らの専門的な経験と知見に基づき、以下の役割・責務を果たす。

①経営の重要な意思決定への参画および助言

②経営成果や経営陣の業務執行状況に対する客観的な検証・評価および監督

③株主をはじめとするステークホルダーの意見・視点の取締役会への反映

2　独立社外取締役は、独立社外者のみで構成される協議の場を定期的に設け、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。

3　独立社外取締役は、経営陣や支配株主等と会社との間で生じる利益相反取引、および少数株主の利益に影響を与える重要事項について、独立した立場から厳格に監督する。

（独立社外取締役の質・数・独立性の確保）

第 28 条　取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与すべく、取締役会において率直かつ建設的な議論を主導できる高い資質を備えた人物を、独立社外取締役の候補者として選定する。

2　取締役会は、その実効性を担保し、監督機能を十分に発揮させるため、独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任する。

3　取締役会は、東京証券取引所の基準を踏まえ、一般株主との利益相反が生じるおそれがないかを客観的かつ実質的に評価するための「社外取締役の独立性判断基準」を策定し、これを公表する。

（独立社外取締役の機能発揮およびサポート体制）

第 29 条　独立社外取締役は、経営陣との連携体制を整えるとともに、独立社外取締役相互にて定期的な情報交換や課題認識の共有を図る。

2　独立社外取締役は、職務執行にあたり必要があると判断したときは、いつでも社内取締役、執行役員および従業員に対して説明や報告、または社内資料の提出を求めることができる。

3　当社は、独立社外取締役へ必要な情報を的確に提供するため、社内との連絡・調整を担う担当部署または人員を配置する。また、必要に応じて内部監査部門との連携を確保する。

4　当社は、独立社外取締役がその職務を果たす上で必要と認める場合、会社の費用負担において、弁護士や公認会計士等の外部専門家から助言を得る機会を認める。

（取締役等の研鑽）

第 30 条　当社は、就任時および在任期間中継続的に、取締役等に対して、その役割・責務を適切に果たすために必要となる知識の習得、更新に関する機会と費用の支援を提供する。

2　取締役等は、その責務を適切に果たすため、当社の業績動向、財務状態、法令や法的責任、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積む。

3　当社は、取締役等に適した研鑽機会の提供や費用支援に関する方針を開示する。また、取締役会は、これらの支援体制が適切に機能しているかを適宜確認する。

（改廃）

第 31 条　本方針の改廃は、取締役会において決定する。

（附則）

1. 2021 年 10 月 1 日制定
2. 2023 年 4 月 17 日改定
3. 2025 年 3 月 28 日改定
4. 2026 年 1 月 1 日改定
5. 2026 年 11 月 9 日改定

（別紙１）

役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、次のとおりとする。

①役員報酬制度は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして機能するよう報酬制度および報酬額等を設計する。
取締役の報酬等は、月例報酬および役割・業績に応じて変動する賞与（独立社外取締役と監査等委員である取締役は対象外)、ならびに信託の仕組みを活用して当社株式等を交付等する信託型株式報酬（独立社外取締役と監査等委員である取締役ならびに国内非居住者は対象外）で構成する。

②取締役の報酬額は、比較可能な他企業の報酬水準を踏まえたうえで決定し、健全なインセンティブとして機能するよう、役位別に報酬等の種類ごとに適切な支給割合を設定する。

③報酬額は役職ごとの責務に応じて設定され、月例報酬は固定、賞与は対象事業年度の業 績連動とし、信託型株式報酬は中期経営計画の達成度合いに応じて変動する仕組みとする。

④独立社外取締役を含む非常勤取締役および監査等委員である取締役の報酬等は、月例報酬（固定）のみの構成とする。

⑤各取締役の月例報酬および賞与は、総会決議による総報酬の範囲内で、③により算定された報酬額を報酬委員会で個別に審議し、取締役会の決議により決定する。

⑥信託型株式報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、中期経営計画の達成度合いにより算定された役位別ポイントを報酬委員会で個別に審議し、取締役会の決議により決定する。

⑦各監査等委員である取締役の月例報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

⑧月例報酬は毎月、賞与は年 1 回、金銭を給付する。信託型株式報酬は、付与された累積 ポイントに基づき、退任時に当社株式の交付および金銭を給付する。なお、信託型株式報酬は、受益権確定日より前に当社の定める非違行為等（著しい任務懈怠・法令違反行為・機密情報等の漏えい等）に該当した取締役には、報酬委員会において当社株式の交付および金銭の給付の可否を審議し、取締役会によりその可否を決定する。
また、受益権確定日以降、非違行為等に該当した場合には、算定基礎株式数に算定株価を乗じて得た額につき賠償を求めることができる。